

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく各保護申請却下処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和3年5月20日付けで行った各保護申請却下通知書（以下それぞれ「本件処分1通知書」、「本件処分2通知書」、「本件処分3通知書」、「本件処分4通知書」及び「本件処分5通知書」といい、併せて「本件各処分通知書」という。）により請求人に対して行った各保護申請却下処分（以下それぞれ「本件処分1」、「本件処分2」、「本件処分3」、「本件処分4」及び「本件処分5」といい、併せて「本件各処分」という。）の取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は多岐に及ぶが、本件各審査請求書（「5 審査請求の趣旨及び理由」の「(1) 趣旨」によれば、「外国籍差別は、不法行為（不当行為）の為、生活保護法第17条の保護求める。」と記載されている。）並びに令和3年10月26日付けの各反論書（以下「本件各反論書」という。）、添付資料として提出された〇〇大学の学生証、成績通知書及び疎明資料として提出された人権や憲法に関する小冊子やリーフレット並びに令和4年1月18日に開催された行政不服審査法31条1項の規定に基づく口頭意見陳述における発言並びに同

月26日に提出された書面の記載内容から総合すると、主に以下のことから、本件各処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

処分庁は、本件各申請から本件各処分がなされるまで3年以上の間、各処分理由を訂正するとして取消・再処分を繰り返した。

たとい、既に取り消された各処分であろうとも、そこに記載された各内容や処分庁の職員（以下「担当職員」という。）の対応に不服であることは請求人にとって決して拭い去ることのできない事実であり、本件各審査請求における不服内容として継続しているものと認識している。

請求人は、〇〇大学において、教養学部の選科履修生として、生計に役立つ生業に就くために必要な技能の修得に努め、臨床心理学基礎の認証も得ている。にもかかわらず、請求人が外国籍であることを理由に技能修得費として認めないというのは、外国籍差別にほかならず、憲法や各種法令等のもとより、あらゆる差別的な取扱いを禁じた国際規約・条約に反する行為として、到底許されるものではない。

したがって、本件各処分はいずれも取り消されるべきである。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求にはいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4年 5月 12日	諮問
令和 4年 6月 17日	審議（第67回第2部会）
令和 4年 7月 1日	請求人から主張書面等を收受

	請求人から口頭意見陳述申立書を収受
令和 4年 7月 29日	審議（第68回第2部会）
令和 4年 8月 26日	審議（第69回第2部会）
令和 4年 9月 30日	審議（第70回第2部会）
令和 4年 10月 4日	請求人へ主張書面等の提出期限の通知を发出
令和 4年 10月 28日	審議（第71回第2部会）
令和 4年 11月 16日	請求人から主張書面等を収受
令和 4年 11月 25日	審議（第72回第2部会）
令和 4年 11月 30日	請求人へ口頭意見陳述を実施しないことの通知を发出
令和 4年 12月 23日	審議（第73回第2部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 法の目的等

法1条は、憲法25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的と規定し、2条において、すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を無差別平等に受けることができると規定している。

#### (2) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定し、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日厚生

省告示第158号。以下「保護基準」という。)により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定し、保護費は、保護基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるとしている。

(3) 保護の開始の申請・決定

法24条1項は、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとしている。

法24条3項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないと規定し、同条4項は、3項の書面には、決定の理由を付さなければならないとしている。

(4) 外国人保護

ア 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日付社発第382号厚生省社会局長通知)は、法1条により外国人は法の適用対象とならないが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて必要と認める保護を行うこととしている。

イ 「生活保護に係る外国籍の方からの不服申立ての取扱いについて」(平成22年10月22日付社援保発1022第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。)は、外国籍の方から法の適用を求めて保護申請がされた場合、当該申請に対する処分庁の決定は同法に基づく処分であること、当該申請をした方が外国籍の方であっても、不服申立てをすることができる旨を教示すべきであるとし、裁決庁は、この却下処分に対する不服申立てについては、外国籍であることを理由に棄却の

裁決をされたいとしている。

なお、課長通知は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものと認められる。

## 2 本件各処分についての検討

### (1) 本件処分5について

処分庁は、本件各処分通知書のうち、本件処分5通知書の法による保護（技能修得費）が申請された日について、「令和2年1月9日付」と記載すべきところ、「令和2年12月9日付」と記載していることが認められる。

この誤りは、処分庁が同通知書を作成した際の転記ミスにより生じたものと思料され、同通知書に記載された内容の限りでは、存在しない申請に対し処分がなされたものであるかのようにみえる。しかし、本件処分5通知書は、そもそも本件申請5に対し、令和2年12月9日付けでした一時扶助申請（技能修得費）却下通知書について、「平成22年10月22日付、社援保発社1022第1号、厚生労働省社会・援護局保護課長通知に基づく処分がなされていなかった」として、令和3年5月20日、職権によりこれを取り消し、同日付けで、改めて却下決定がなされたものであることは優に認められるところであり、また、本件処分5通知書に記載された生活保護法による保護（技能修得費）が申請された日をもって、同通知書が対象とした申請が特定困難となるような事情もうかがわれないことに照らすと、上記の記載誤りをもって、本件処分5に取り消すべき瑕疵があるとまではいうことはできない。

したがって、以下、本件処分5通知書は、本件申請5に対する処分として取り扱い、そのことを前提に判断する。

### (2) 本件各処分について

上記(1)を踏まえ、本件各処分についてみると、処分庁は、請求人

が外国籍であることから、本件各申請を法1条に規定する「国民」による申請とは認められないとして却下し（本件各処分）、本件各処分通知書に不服申立てをすることができる旨を教示していることが認められる。

そうすると、本件各処分はいずれも上記1の法令等に則り適法になされたものといえることができ、違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

- (1) 請求人は、本件審査請求書に「福岡高裁2011年（平成23年11月5日判決）」、「外国籍差別は不法（不当）行為であり法17条による保護を求める」などと記載し、本件各処分がいずれも違法又は不当である旨を主張する。

しかし、処分庁が、法令等の定めにより、本件各処分を行ったことは、上記2のとおりである。

なお、請求人が本件審査請求書に記載した福岡高裁判決（平成23年11月15日判例地方自治386号88頁）について付言すると、「国は、難民条約の批准等・・・を契機として外国人に対する生活保護について一定範囲で国際法及び国内公法上の義務を負うことを認めたものといえることができる。」「生活保護の対象となる外国人を永住的外国人に限定したことは、これが生活保護法の制度趣旨をその理由としているところからすれば、外国人に対する同法の準用を前提としたものと見るのが相当である。」から、一定範囲の外国人も生活保護法の準用による法的保護の対象になるものと解するのが相当であり、永住的外国人である控訴人がその対象となることは明らかであると判示しており、請求人の主張もこれに沿ったものと認められる。

しかし、同判決はその後の上告審判決（最高裁平成26年7月18日判例地方自治386号78頁）において、「生活保護法を始めとする現行法令上、生活保護法が一定の範囲の外国人に適用され又は準用されると解すべき根拠は見当たらない。」「外国人は、行政

庁の通達等に基づく行政措置により事実上の保護の対象となり得るにとどまり、生活保護法に基づく保護の対象となるものではなく、同法に基づく受給権を有しないものというべきである。」と判示して破棄されているのであるから、本件処分の取消しを求める理由として、これを先例として引用することは適切ではない。

(2) また、請求人の主張と解されるような、既に取消しがなされた処分内容の記載内容や担当職員の対応についての不服は、仮に、本件各申請から本件各処分がなされるまで3年以上もの間、各処分理由が誤記等を理由に取消し・再処分が繰り返されたことなどへの処分庁や担当職員への不信感が一因であったとしても、本件各処分の適法性・妥当性に関わりのない事項であるから、本件各処分の取消しを求める理由として失当といわざるを得ない。

(3) そして、請求人の主張が、法に基づく生活保護制度自体に対する不服にあると解したとしても、行政機関である処分庁は、現行の法令等を所与のものとした上で、これに則って処分を行い、また、同じく行政機関である審査庁も、現行の法令等を所与のものとした上で、審査請求に対する判断を行うことをその職分とするものであるから、法令の規定ないし法令に基づく制度自体について、その違法又は不当を理由として、処分を取り消すことはできないというほかはない。

(4) よって、請求人の各主張は、いずれも本件各処分を取り消す理由として認めることはできない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

上記2・(1)の誤りを除き、本件各処分には、いずれも違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、山口卓男、山本未来

別紙1ないし別紙3 (略)